

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その翌日)

規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第九号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

規則第六十九号) の一部を次のように改正する。

第四条中「年四・〇パーセント」を「年四・五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、昭和五

十五年四月十四日から適用する。

3 昭和五十五年四月十三日以前に改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

- 告示
- 規則
- 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 町の区域の変更等
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- ブルセラ病検査等の実施
- 結核病検査の実施
- 土地改良区の役員の就退任
- 木材業者の登録
- 解除予定の保安林
- 漁港管理者の指定の一部改正等
- 土地収用法による土地の立入り
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 土地区画整理法による換地処分

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第四号）中別表第一の第二種県営住宅の表の改正規定のうちみどり団地に関する部分及び別表第一の表の改正規定のうちみどり団地に関する部分の施行期日は、昭和五十六年三月二十日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

〔 緑町第二 五、五〇〇円 〕

を削る。

別表の第二種県営住宅の表中

〔 円通寺 二五、九〇〇円 〕

を

| 円通寺 | 二五、九〇〇円 |
|-----|---------|
| みどり | 二三、八〇〇円 |

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、泊村長から同村の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

三

新たに生じた土地の位置（昭和五十四年二月二十三日現在の地番による。）

泊村大字石脇字二ノ北畠一一四四の一並びに字三ノ北畠一一七八の一、一一七八の二、一一七九の一、一一八二及び一一八三の地先

二、〇八四・九七五
平方メートル

新たに生じた土
地の面積

鳥取県告示第二百六十三号
地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十四年一月二十三日現在の地番による。）

大字石脇字三ノ
北畠

大字石脇字三ノ北畠の全域並びに大字石脇字二ノ北畠一一四四の一並びに字三の北畠一一七八の一、一一七八の二、一一七九の一、一一八二及び一一八三の地先

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を変更し、及び字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更及び字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第一百三条第四項後段の規定による鳥取駅前土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
町の名称

同上の区域（昭和五十五年九月一日現在の地番による。）

| | |
|----|--|
| 榮町 | 榮町のうち一〇〇の三の一部、六〇〇の二の一部、六五七から六五九までの一部、七〇〇の一四の一部、七〇〇の一部及び七一三の一部以外の区域、今町二丁目〇七の一部、一〇八の一部、一〇九から一二二までの一部、一一三、一一四、一一四の一、一一五、一一六の一部、一七の一部、一五一から一五三までの一部、一六三の一部、一六四、一六五の一部及びこれらと一体をなす国有地、東品治町五五の三、五七の四、五七の一、五八の四の一部、五八の二二の一部、一一二の二、一一四の三及びこれらと一体をなす国有地、永楽温泉町一〇〇の一並びに末広温泉町一〇〇の三及び一〇〇の四 |
|----|--|

今町二丁目

今町二丁目のうち一〇七の一部、一〇八の一部、一〇九から一一二までの一部、一一三、一一四、一一四の二、一五、一一六の一部、一一七の一部、一五一から一五三までの一一部、一六三の一部、一六四から一六八まで、一六九の一部、一七〇、一七〇の二、二九四の一部、四〇一の一部、四〇二の一部、四〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、栄町一〇〇の三の一部、六〇〇の二二の一部及び六五七から六五九までの一部並びに東品治町六の二、八八の一の一部及び八八の一四

東品治町

東品治町のうち六の二、二六の一七、二六の二二から二六の二四までの一部、二七の一の一部、二七の三の一部、二七の四、二七の五の一部、二七の六の一部、五四の三の一部、五五の三、五七の四、五七の一、五八の四の一部、五八の二二の一部、八八の一の一部、八八の一四、一一二の二、一一四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、栄町七〇〇の一四の一部、七〇〇の一五の一部及び七二三の一部、今町二丁目一五二の一部、一五三の一部、一六五の一部、一六六から一六八まで、一六九の一部、一七〇、一七〇の二、二九四の一部、四〇一の一部、四〇一の一部、四〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、永楽温泉町一〇〇の三の一部、吉方一七四の一の一部、七四の四、一七四の六から一七四の八まで、一七四の一、一七八、一七八の七、一七九の四、一八〇の三、一八一の二、一八一の三、一八一の二、一九一の三の一部、一九二

永楽温泉町

の二、二九二の二、二九二の三、七七六の一〇の一部、七七六の二、七七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七三の三、一七三の六及び一七四の三と一体をなす国有地、富安字品治廻りの全域並びに富安字高野田の全域

末広温泉町

末広温泉町のうち一〇〇の三及び一〇〇の四以外の区域

吉方

吉方のうち一五九の九、一五九の一〇の一部、一五九の

一三、一五九の二五、一六〇の二、一六〇の四の一部、一
六一の四、一六一の七、一六一の八、一六一の一二から一
六一の一四まで、一六二の二から一六二の四まで、一六二の六、一六二の七、一六八の二、一六九の二から一六九の
五まで、一六九の一〇、一七〇の四、一七〇の六、一七一
の二、一七一の四、一七一の六、一七二の三、一七二の五、
一七三の二、一七三の三、一七三の五、一七三の六、一七四の一、一七四の三、一七四の四、一七四の六から一七四
の八まで、一七四の一一、一七六の二、一七六の四、一七
八、一七八の七、一七九の四、一八〇の三、一八一の二、
一八一の三、一八一の二、一五六の二、一五六の四の一部、
二九一の三、二九一の二二、二九二の一三、二九二の一九
から二九二の二二まで、七七六の一〇、七七六の一二から
七七六の一六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区
域

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

称廢止する字の名

富安字品治廻り及び富安字高野田

鳥取県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

| 名 称 | 所 在 地 | 廢 止 年 月 日 |
|-----------|---------------------|--------------|
| 米原内科胃腸科医院 | 西伯郡会見町諸木二五六 | 昭和五十五年九月十二日 |
| 船木歯科医院 | 東伯郡赤崎町赤崎一九一〇 の三三 | 昭和五十四年三月三十一日 |

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------|---------------|-------------|
| Aコープ東伯薬局 | 東伯郡東伯町徳万五五八の一 | 昭和五十六年三月十一日 |

鳥取県告示第二百六十七号

家畜の伝染性疾病的発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカツスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蝕病検査、馬伝染性貧血検査、炭疽^そ予防注射及び気腫疽^{しうそ}予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査又は注射を受けることを命ずる。

昭和五六年三月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 実施の目的 ブルセラ病、結核病、ニューカツスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蝕病、馬伝染性貧血、炭疽^そ及び気腫疽^{しうそ}予防のため

二 実施する区域

1 ブルセラ病検査、ニューカツスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蝕病検査、炭疽^そ予防注射及び気腫疽^{しうそ}予防注射県下全域

2 結核病検査

(1) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの。

境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、東郷町、三朝町、北条町、大栄町、東伯町、会見町、西伯町及び溝口町の区域

(2) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの、及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

1の(1)に掲げる区域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の区域を除く。）

(2) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で、家畜市場に上場しようとするもの。

大山町赤松

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査

(1) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの。

鳥取市、米子市、倉吉市、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、郡家町、鹿野町、氣高町、福部村、泊村、羽合町、関金町、赤崎町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、江府町、日野町及び日南町の区域

2 結核病検査

(1) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの、及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

1の(二)に掲げる区域

(二) (一)及び(二)以外の牛で昭和五十六年四月一日以降放牧しようとするもの

4 3 ニューカツスル病検査
4 3 ひな白痢検査
4 3 鶏

5 マイコプラズマ病検査
5 マイコプラズマ病検査
5 種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

6 腐蝨病検査
6 腐蝨病検査
6 馬

7 馬伝染性貧血検査
7 馬伝染性貧血検査
7 馬

8 炭疽及び気腫疽予防注射
8 炭疽及び気腫疽予防注射
8 昭和五十六年四月一日以降放牧しようとする牛

四 實施の期日

昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査
1 急速凝集反応法又は試験管凝集反応法

2 結核病検査
2 ツベルクリン検査皮内注射法

3 ニューカツスル病検査
3 臨床検査及びH-I抗体検査

4 ひな白痢検査
4 ひな白痢急速凝集反応法

5 マイコプラズマ病検査
5 臨床検査及び急速凝集反応法

6 腐蝨病検査
6 腐蝨病検査
6 腐蝨病検査

7 馬伝染性貧血検査
7 馬伝染性貧血検査
7 馬

8 炭疽
8 炭疽
8 炭疽予防液皮内又は皮下注射
8 炭疽予防液皮下注射
8 炭疽

9 気腫疽
9 気腫疽
9 気腫疽

鳥取県告示第二百六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的 結核病予防のため

二 実施する区域 米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町
及び中山町の区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内し飼育している牛で生後九十日を経過したもの。

四 実施の期日

昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平林鴻

三

邑美土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 渡辺 寛大夫 鳥取市越路六二〇

岡本 善徳 " 八坂二〇五

浦田 義男 " 東大路一二六

兩川 威 " 六四

下田 谷 沢 英 " 西大路一三七

田中 清 " 一一六

谷沢 英一 " 中大路七三

神戸 毅 " 一二九

田中 敏雄 " 一ニ六

久末一七 " 一二九

中大路七三

古郡家一三九

岸本 啓治 " 久末一七

美和一二一

古郡家一二九一

山根 直蔵 " 久末一四七

福田 博愛 " 古郡家一三九

山根 繁蔵 " 中大路一二五

徳尾 貞昌 " 中大路一二五

監事 山根 貞昌 " 中大路一二五

任期満了により退任

邑美土地改良区
就任した役員の氏名及び住所

理事 渡辺 寛大夫 鳥取市越路六二〇

鳥取県告示第二百七十号

昭和五十六年二月八日閉催の臨時総代会において選任され同月十九日就

任期四年

監事 谷口 元三郎 " 中大路一二五

徳尾 貞昌 " 中大路一二五

谷口 秋喜 " 久末二一八

川上 雄三 " 二一〇

久末一七 " 二一九

古郡家一三九

山根 直蔵 " 久末一四七

福田 博愛 " 古郡家一二九一

山根 繁蔵 " 中大路一二五

徳尾 貞昌 " 中大路一二五

監事 山根 貞昌 " 中大路一二五

任期満了により退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十七条の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

小江尾土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土居清人 日野郡江府町大字小江尾六一五
長尾時治 "

篠田藤吉 "

篠田工 "

篠村克己 "

篠田玄正 "

篠田頼正 "

篠田市夫 "

篠田克己 "

日光村西成土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

小沢勝稔 日野郡江府町大字吉原一三八二一一

柿原八二五

一三三九

一三八一

一三八四

四七一

六二五

六六七

五九二

六〇六一

六二〇

六八九

六〇六一

六二五

六六七

鳥取県告示第二百七十一号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 登録番号 | 登録年月日 | 住所 | 氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名 |
|----------|------------|---------------|-------------------------|
| 倉木第一二一〇号 | 昭和五十六年一月九日 | 東伯郡赤崎町大字出上三三七 | 福富産業 前田富明 |
| 倉木第一二二号 | 昭和五十六年二月五日 | 羽合町大字田後七八五一四 | 河野良二 |

鳥取県告示第二百七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七十三号

昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号(漁港管理者の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十一年九月鳥取県告示第四百四十一号(漁港管理者の指定について)及び昭和三十二年四月鳥取県告示第百五十四号(漁港管理者の指定について)は、廃止する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的
- 3 水源のかん養
- 4 解除の理由
- 5 送電施設用地とするため

水源のかん養

送電施設用地とするため

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的
- 3 水源のかん養
- 4 解除の理由

日野郡日野町大字下菅字梅ノ木塙一一の三七、一一の三八、字麦ヶ

谷一四二の一七、字代々奥谷一五四の二、字杉ヶ谷二七五の三、字セ
ドノ谷三六五の二、字ナメラ谷三七〇の六、大字中菅字龍山五七六の

一六、五七六の一七

東の項、浦富の項及び酒津の項を削り、青谷の項中「青谷町大字青谷」を「高郡青谷町大字青谷」に改め、同項の次に羽合の項として次のように加える。

羽合一 東伯郡羽合町 羽合町

平田の項中「西伯郡高麗村大字平田 高麗村」を「西伯郡大山町大字平田 大山町」に改め、淀江の項を削り、渡の項中「境港町渡町 境港町」を「境港市渡町 境港市」に改め、崎津の項中「米子市大字農津」を「米子市農津」に改める。

鳥取県告示第二百七十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日本道路公団

二 事業の種類

高速自動車国道中国横断自動車道(岡山~米子間)新設工事

三 立ち入るうとする土地の区域

1 米子市赤井手字漁池字東天神免、字中天神免、字西天神免、字西中島ノ下、字西中島の上、字明寿庵、字欠田、字松尾河原、字松尾河原ノ壱、字松尾河原ノ弐、字欠田河原ノ壱、字欠田河原ノ弐、字東及び字東漁池、河岡字吉崎、字福留之上、字下夏梅、字上夏梅及び字吉崎

2 西伯郡岸本町福岡字大畑山、字山根及び字山根山、岸本字下ノ原東一、字下ノ原東二、字下ノ原西一、字尻谷、字上ノ原、字陣場及び字横道ノ上、久古字袖落、字原新屋敷、字新田原、字新田原下モ、字陣場、字豆尾、字豆尾の中、字豆尾下、字細工欠、字向坂ノ下、字細工欠落通、字下川原川端、字下河原、字仲田、字力ヶハタ、字下向田、字向田、字鋤先、字ハバタ、字御休堂、字草田畠、字草田、字宮ノ前、字荒神ノ元、字宮ノ峯ノ二、字宮ノ脇、字下宮ノ谷、字高平、字尾高山ノ一、字宮ノ谷中、字日南平、字宮ノ谷上及び字尾高山ノ二、口別所字横道上東及び字大林、番原字打越、字番原谷景平下、字鍼立下、字番原谷景平上及び字鍼立上真野、字鍼立、字向原、字原谷及び字下ウドウ並びに清原字五十久保、字ウネ原、字下跡坂谷、字上跡坂谷、字荒畑、字下小丸山、字上小丸山、字横路谷、字原山、字狐塚原、字円豆田平、字穴水原上ミ平及び字穴水原

王ノ原式、字下山南通一、字上垢溜、字下垢溜、字段ノ原一、字南垢溜、字段ノ原、字段ノ原三及び字ノブシ原上野字大平ル原及び、字力マ谷、添谷字美道路長山字後口山、大倉字田塔北平、字田塔平、字ヲコ田平、字間渡ヒナ平、字尻立平、字間渡り、字間渡蔭平、字七曲り、字荒神間渡ヒナ平、字荒神間渡、字シヤウガ田、字正田ノ二及び字正田ノ一、谷川、字大谷、字中ウネ、字小塔、字小谷、字山田、字篠林、字高林西比良、字大谷尻、字打石、字打石谷、字堀、字高林南比良ノ隻日、字虎ヶ尾、字隻日谷、字塙瀧、字水落、字鉄床、字大林、字上赤塔、字堤谷、字ヤナガ谷、字狐狩、字柿塔、字小屋谷、字小谷、字小谷尻、字仏ヶ峰、字シンナシ、字下龜谷、字中ノ谷及び字上龜谷白水字妻ケ平、字下貝市、字カン谷、字楨山、字屋敷、字樋ケ谷平、字原坂平、字中河原、字上中河原、字平井手ノ下タ、字サナノ前及び字喜藤治並びに根雨原字道々平、字ナル、字道々日南、字妻ノ神、字道々影、字道々影の一、字道々影の二、字里輪谷、字砂子ケ崎、字下モイヤ谷、字白水古曾里及び字小船

4

日野郡江府町大字柿原字尾船、字小船、字小船ホウキ平、字三谷、

字三谷尻、字三谷滝ノ下及び字横路、大字佐川字行岸、字峠ノ平、字御崎谷下モ、字御崎谷、字段ノ平、字釜屋ケ谷、字大陸谷日南、字上ミ岩屋ケ成ル、字大陸谷、字寺ノ段、字謐り塔、字日南山、字謐り塔

下タ、字上代、字ヒナ、字松尾尻、字カゲ、字ハセソ、字景山、字宮ノ尾上ミ、字宮ノ尾下モ、字谷山、字中崎、字平谷尻り、字林へり、

字足塔尻、字足塔、字隠塔、字カナクソ、字小平ラ、字山ノ神、字塔田入口、字塔田、字谷山日南ノ壱、字有免、字スエヒト、字柿木田、

四

立ち入ろうとする期間

昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

字砂田、字棚田、字柿ノ木塔、字原手塔田、字井手平ラ及び字谷山日南、大字小江尾字大松谷、字大成北平、字大成南平、字大塔日南平、字大塔尻、字下大塔南平、字北奥谷林、字北下谷林、字南奥谷林、字南下谷林、字北朽ノ子塔、字南朽ノ子塔、字代、字成ル林、字鉄穴口、字古屋敷、字坂木、字奥向林、字下向林及び字城ノ尾、大字江尾字貞田原、字駄飼場、字上浅原、字浅原下タ岸、字船谷中島、字猿平、字上後原、字下後原、字カキ尻、字才ノ木、字原高下、字石橋、字山神、字山神脇及び字市塔日南尻り、大字宮市字地大名、字畠畠田、字杉田、字小路ケ市谷上、字小路ケ市谷下、字箕平ラ、字平ル林、字日南林、字神田平、字木舟上平、字古神田、字木舟尻、字木舟、字木舟日南、字朽谷、字谷奥、字下如来堂、字如来堂、字王子ケ市、字小苦塔、字上ミ小苦塔、字廣塔、字道ケ塔、字坂根、字後谷及び字苦塔、大字俣野字北谷奥及び字熊野山、大字助沢字岡岩、字細谷、字影ノ平ル、字下龍王、字龍王、字アマガ平、字越峠、字柳原、字沢、字今坂谷字中ソ子、字家奥谷、字家ノ奥、字ソラヌク湯及び字三平、並びに大字下蚊屋字上ヌク湯、字大楨谷及び三平

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 開発区域に含まれる地域の名称
 東伯郡東伯町大字美好及び大字効
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東伯郡東伯町大字徳万五五八一

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十一月十五日 鳥取県指令受都計第三百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市小篠津町字御崎灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町

弓浜漁業協同組合

組合長理事 景山 稔

鳥取県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第二百七十六号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称
 境港市
 二 都市計画事業の種類及び名称
 米子境港都市計画道路事業三一四一一樋ノ上川線
 三 事業施行期間

昭和五十四年十一月二十八日から昭和五十八年三月三十一日まで

一 開発許可の年月日及び番号
 昭和五十四年七月二十七日 鳥取県指令受都計第二百五十八号

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業に係る換地処分を行つたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,200円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部 購
読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平林鴻三殿

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

〔定価一部一箇月千円(送料を含む。)〕